

## 3月記者懇談会

令和6年3月22日(金)  
午前11時00分 203会議室

出席者：みのわ新聞、長野日報、中日新聞、信濃毎日新聞、伊那ケーブルテレビ  
事務局：唐澤、鈴木、西村

### 町長月間予定(総務課)

○月間行事予定の説明

### 町の主なトピックス(担当課PR分)

○ふるさと納税特設サイトの開設について

(企画振興課 みのわの魅力発信室 広報・交流推進係)

○箕輪町太陽光発電施設等の建設に関する指針について

(総務課 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係)

○令和6年度ゼロカーボン事業について(総務課 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係)

○箕輪町こども・若者審議会委員の募集について (子ども未来課 子育て支援係)

○令和5年度箕輪町住民満足度調査・17歳町民意識・生活実態調査について

(企画振興課 まちづくり政策係・若者・女性活躍推進係)

○まちなかタクシーの回数制限について (企画振興課 まちづくり政策係)

### 町長コメント

# 1. ふるさと納税特設サイトの開設について (企画振興課 みのわの魅力発信室 広報・交流推進係)

## ○特設サイトについて

・主に人気の返礼品の写真や、納税サイトの紹介、町の紹介、寄付金の使い道の紹介を掲載している。このサイトに寄付者を誘導し、各ポータルサイトに誘導していく。サイト周知のために、寄付者のお礼状にサイトの告知を入れたり、これから周知していきたい。

## ○今年度のふるさと納税実績

・令和6年2月末時点で寄付件数が59,475件（前年度比127%）、寄付額6億1748万7000円（前年度比121%）。3月末までの見込み6億6000万円ほど。過去最高を更新している。

資料

## ふるさと納税特設サイトを開設しました

箕輪町の返礼品の魅力がより伝わるようになりました。

- ・返礼品画像の掲載
- ・納税サイトの紹介
- ・箕輪町の紹介
- ・寄付の使い道の紹介
- ・申込書ダウンロード

特設サイトURL

<https://minowa-furusato.com/>



## 令和5年度ふるさと納税実績（令和6年2月末時点）

寄付件数：59,475件（前年度比127%）

寄付額：617,487,000円（前年度比121%）

## 2. 箕輪町太陽光発電施設等の建設に関する指針について (総務課 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係)

### ○概要

・県の方で長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例が制定され、4月1日から施行されることとなった。県の条例の施行に合わせて、ガイドラインを見直し指針を制定した。

### 資料

令和6年箕輪町告示第 号

箕輪町太陽光発電施設等の建設に関する指針を次のように定める。

令和6年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町太陽光発電施設等の建設に関する指針

(目的)

第1条 本指針は、箕輪町内における太陽光発電施設等の新設、増設及び改修（以下「建設」という。）に関して、環境、景観若しくは住民の生活に影響を与えるおそれのある建設を行う事業者が、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号）（以下「県条例」という。）に定めるもののほか、建設に関し、必要なことを定め、太陽光発電施設等の建設を円滑に進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設等 県条例第2条第1号に規定する太陽光発電施設、小水力発電施設及び風力発電施設
- (2) 事業者 太陽光発電施設等の建設をし、電気を得る事業を実施する者
- (3) 関係区 太陽光発電施設等を建設する予定の土地が所在する区
- (4) 関係住民 次に掲げる範囲以内に住所を有する者
  - ア 太陽光発電施設等の合計出力が50キロワット未満の場合 事業区域の土地の敷地境界から100m以内
  - イ 太陽光発電施設等の合計出力が50キロワット以上の場合 事業区域の土地の敷地境界から300m以内
- (5) 所有者等 太陽光発電事業等の用に供する土地の区域（事業区域）に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者若しくは建築物について所有権、賃借権を有する者

(対象施設)

第3条 本指針は、太陽光発電施設等を対象とする。

(対象地域)

第4条 本指針は、町内全域を対象とする。

(計画の配慮)

第5条 事業者が、建設を計画する際に配慮すべき事項は、県条例、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、次に掲げる場所には、設置を避けること。
- ア 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された指定土地
  - イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
  - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
  - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び準ずる区域並びに同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
  - オ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文の規定により指定された保安林の区域
  - カ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
  - キ 箕輪町水道水源保護条例（平成5年箕輪町条例第14号）第6条の規定により指定された水道水源保護地域
  - ク 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の区域及び箕輪町文化財保護条例（昭和42年箕輪町条例第18号）第3条第1項の規定により指定された箕輪町史跡、箕輪町名勝及び箕輪町天然記念物の区域
- (2) 事業者は、建設の計画・実施に際し、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- ア 施設の維持管理においては、降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないよう適切な排水対策を講じるとともに、定期的な清掃を実施すること。
  - イ 事業者以外の者が建設に係る区域に容易に立ち入ることがないように適切な対策を講じること。
  - ウ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめること。
  - エ 周辺の景観を保護するため、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）及び箕輪町景観条例（平成27年箕輪町条例第34号）により適切な対策を講ずること。
  - オ 農地への設置は、周辺農地の効率的な利用、農業用施設等に支障を及ぼすおそれがないよう特に配慮すること。
  - カ あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・災害復旧マニュアルを整備すること。
  - キ 事業区域が住宅等に近接している場合は、反射光への必要な措置を講じること。また、パワーコンディショナ設置による騒音を軽減する措置を講じること。
  - ク アからキに掲げるもののほか、騒音、振動、光害、日照等人の健康又は生活環境等に影響を及ぼすおそれがある事項について、適切な対策を講ずること。
- (事業者の調整、届出及び対応)

第6条 事業者の調整、届出及び対応は、次に掲げるものとする。

## (1) 町に対する調整及び届出

ア 事業者は、県条例第9条に規定する事業基本計画書（以下「計画書」という。）の作成にあたっては、建設に係る法規制について事前に町の関係課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

イ 事業者は、県条例の規定による許可の申請、設置の届出及びそのほかの届出に係る書類については、県への提出前に当該提出書類の写しを町へ提出するものとする。

## (2) 住民等に対する調整

ア 町内で太陽光発電施設等を建設し、又は建設した事業者は、県条例第10条に規定する事業基本計画説明会（以下「説明会」という。）を開催するときは、関係区に対して開催を通知するものとする。

イ 事業者は、建設に係る進捗状況について、必要に応じて住民、地権者及び関係区に報告するよう努めるものとする。

(3) 事業者は、維持管理計画に沿った適切な管理を行うとともに、建設により周辺環境への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずるものとする。

（町の施策への協力）

第7条 事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

（関係区の対応）

第8条 関係区は、必要に応じて説明会に出席し、事業内容の把握に努めるものとする。

(1) 関係区は、県条例に基づき計画書に対して意見書を提出できるものとし、事業者はこれに対しても誠実に対応するものとする。

(2) 関係区は、建設及び維持管理に関して、必要に応じて事業者に協定等の締結を求めることができるものとする。なお、事業者は関係区の求めに対して誠実に対応するものとする。

（町の対応）

第9条 町は、必要と認めるときは、事業者から町へ提出のあった計画書、申請及び届出について、事業内容の修正を求めるものとする。

(1) 町は、必要に応じて説明会に出席し、事業内容の把握に努めるものとする。

(2) 町は、県条例の施行上必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

### ○町長より

・この問題については町として独自の条例をつくるべきだという意見が、議会の一部や、町民の皆さんからないわけではないが、町とすれば、県が条例をつくり大きな網をかけるというなかで町独自で規制をかけるということについては消極的である。県条例と整合性をとりながら、町として指針という形で行政指導ということではあるが、責任をもって対応することとさせていただいた。指針の中で、例えば禁止区域をつくることや、隣接の同意書をとるなど、国のたてつけ、また県の条例と整合性がないと判断しているので、そういったものは採用しなかった。しかし計画の配慮の問題、事前調整や説明会の問題について、町としてできる限りしていきたい。今まで当町において大きな争いになるような問題は発生していないということもあり、それ以上のことを条例化することについては消極的である。指針は4月1日施行する。

### ○質疑応答

（記者）第9条に町は必要に応じて説明会に出席するとあるが、努力義務か。

（担当者）県も条例で説明会があるが、基本的に行政関係者が出なくてはならないということはないが、町としても積極的関与や情報の収集をしなくてはならないので、義務ではないが自主的に参加していく。

## **3. 令和6年度ゼロカーボン事業について**

**（総務課 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係）**

### ○令和6年度事業について

**資料参照**

## 令和6年度当初予算 ゼロカーボン関連予算一覧表①

総事業費 : 369,258千円  
 国庫支出金 : 158,469千円  
 起債 : 47,300千円  
 一般財源 : 163,489千円

No.	担当課	事業名	概要	事業費 (千円)	財源内訳 (千円)		
					国・庫	起債	一般財源
1	ゼロカーボン推進室	太陽光発電設備等設置補助金	(住民・事業所向け) 太陽光・蓄電池・太陽熱利用システム設置に対する補助金(事業所は太陽光のみ)	92,500	71,925	0	20,575
2	ゼロカーボン推進室	電気自動車購入補助金	(住民向け) 電気自動車等(EV・PHV) 購入に対する補助金	1,000	0	0	1,000
3	ゼロカーボン推進室	V2H充電設備導入補助金	(住民向け) V2H充電設備導入に対する補助金	1,000	0	0	1,000
4	ゼロカーボン推進室	住宅断熱リフォーム補助金	(住民向け) 住宅断熱リフォーム改修に対する補助金	7,500	0	0	7,500
5	ゼロカーボン推進室	太陽光設備等導入推進協力金	(住民向け) PPA等によって太陽光発電設備等の導入に対する協力金	200	0	0	200
6	ゼロカーボン推進室	補助金申請等受付事務委託	ゼロカーボン推進補助金申請・実績報告等の受付事務	912	911	0	1
7	みどりの緑陽課	農業用施設エネルギー転換促進事業補助金	(農業用施設) 省エネルギー施設へ転換に対する補助金	9,000	0	0	9,000
8	みどりの緑陽課	燃費利用促進事業補助金	(住民向け) 燃費購入費の一部を助成	1,000	0	0	1,000
9	みどりの緑陽課	ベレットストップ等設置事業補助金	(住民向け) ベレットストップ購入に対する補助金	2,000	150	0	1,850
10	農工観光課	省エネ最適化診断補助金	(事業所向け) 省エネ最適化診断費用に対する補助金	105	0	0	105

## 令和6年度当初予算 ゼロカーボン関連予算一覧表②

No.	担当課	事業名	概要	事業費 (千円)	財源内訳 (千円)		
					国・庫	起債	一般財源
11	ゼロカーボン推進室	認知啓発・環境学習等	街頭啓発、小学校(5校)環境学習出張授業、イベント、補助金活用相談会開催等	4,085	1,378	0	2,707
12	ゼロカーボン推進室	健康eeポイント事業	エコでエシカルな消費生活の推進(みのちゃんポイント贈呈)(健康ポイント事業とのタイアップ)	500	0	0	500
13	ゼロカーボン推進室	再エネ設備系統接続負担金	中部電力への系統接続接続負担金	660	0	0	660
14	ゼロカーボン推進室	その他ゼロカーボン推進に関する経費	セミナー・推進会議、調査費、プロモーション動画制作等	4,322	610	0	3,712
15	施設管理課	照明LED化リース事業	げんきセンター・げんきセンター南館・保健室5箇・若草園・子育て支援センター・みのむすデラス3施設・全小中学校・西部ふれあいサロン・ながたドーム・文化センター及び周辺街灯・地域交流センター・轉機庫第1グラウンド・第2グラウンド・屋外運動場周辺街灯・中原文化財調査施設・ながた荘・ながたの里	24,321	0	0	24,321
16	農工観光課	夢まちLabo太陽光設置事業	太陽光23kw設置(PPA方式による)	3,415	3,415	0	0
17	農工観光課	ながたの里、ながた荘太陽光設置事業	ながたの里太陽光30kw・ながた荘太陽光29kw設置(PPA方式による)	8,681	8,681	0	0
18	学校教育課	箕輪中学校太陽光・蓄電池設置事業	太陽光100kw増設・蓄電池60kwh	148,831	63,247	43,900	41,684
19	文化スポーツ課	博物館太陽光設置事業	太陽光10kw設置	3,617	1,483	1,100	1,034
20	文化スポーツ課	社会体育館照明LED化事業	未施工箇所(トイレ・ステージ等)のLED化	6,138	3,069	2,300	769
21	緑務課他	EV公用車購入	電気自動車購入(6台 普通1・軽5)	20,071	3,600	0	16,471
22	学校教育課他	R7年度重点対策整備事業分CM業務	中部小・東小・西小、産業支援センター、みのむすデラス4施設の基本計画策定・発注支援業務	26,400	0	0	26,400
特食	水道課	上水道・下水道施設 照明器具LED化事業	上水道・下水道施設 照明器具LED化工事	3,000	0	0	3,000
計				369,258	158,469	47,300	163,489

## ○ゼロカーボン推進室所管の住民向け等の補助事業について

・太陽光発電設備・蓄電池設備対応の設備の導入について、今年度からの拡充事項として、既存住宅に加え新築住宅についても補助の対象となる。また、事業所に設置する太陽光発電設備も新たに補助の対象として50kWまで最大300万円の補助を実施。\*資料参照

・多くの町民の皆さんに補助金を活用して創エネ、省エネを図っていただけたらと思っている。ゼロカーボン推進室としては、難しい話というより、快適な暮らしや家計にお得なことをすることはゼロカーボンに繋がるということでPRをしていきたい。

・先日、信州大学の先生にコーディネーターになってもらい、補助金を活用した方に集まってもらって座談会を実施した。その話をまとめたリーフレットがもうすぐ出来上がるので、身近な方の体験談を参考にいただき、太陽光発電の導入や住宅の断熱リフォーム等を実施していただければと思う。

資料

## 2050ゼロカーボンみのお推進事業

令和6年度予算額：1億878万円（うち再エネ推進交付金7,303万円）

1年目の成果として約160件の補助金利用があり、太陽光発電設備160kW、蓄電設備330kWh、太陽熱利用システム24件の整備が行われ、年間約90t-CO2を削減しました。2年目は新たに新築住宅及び事業所における太陽光発電設備等の導入を補助対象とし、ゼロカーボン実現に向けての取り組みを強力に推進します。引き続き太陽エネルギー活用による創エネと住宅の断熱化による省エネ及びライフスタイルの変容を促し、ゼロカーボンにつながる新しい快適で豊かな暮らしと持続可能な地域社会づくりを目指すとともに、災害時等における停電対策など地域防災力強化を図ることを目的に補助事業等を実施します。

### 1 太陽光発電・蓄電・太陽熱設備の導入補助 9250万円

拡

#### ①太陽光発電設備・蓄電設備の導入(重点対策加速化事業分)

- A: 新築・既存住宅に設置する太陽光発電設備 60件 5000万円  
1kW当たり10万円(上限100万円)
- B: 定置型蓄電設備 25件 1050万円  
新築・既存住宅に設置し、Aの太陽光発電設備と常時接続する蓄電設備  
補助率3分の1 1kWh当たり6万円(上限42万円)
- C: 事業所に設置する太陽光発電設備 4件 1200万円  
1kW当たり6万円(上限300万円)

#### ②太陽熱利用システムの導入(重点加速化事業分)

- C: 既存住宅に設置する太陽熱利用システム 30件 1800万円  
補助率3分の2(上限60万円)

#### ③蓄電設備の導入(町単分) ①-③との併用不可・県補助併用可

- D: 既に太陽光発電設備が住宅に設置されており、蓄電設備を設置するもの 4kWh以上のもの1件10万円20件 200万円

### 3 EV・V2H導入補助 200万円

#### ①EV・PHVの導入(町単分)

- EV購入者に対する補助 10台 100万円  
C EV補助金の10分の1(上限10万円)

#### ②V2H充放電設備の導入(町単分)

- V2H導入者に対する補助 10基 100万円  
C EV補助金の10分の1(上限10万円)

※①②とも国・県等の補助事業との併用可



ゼロカーボン推進

### 4つの取り組み

2030年度CO2 56%削減

### 2 住宅の断熱化推進補助 750万円

#### ①窓・ドア・その他の改修(町単分)

- 開口部(窓ガラス等)の単板ガラスを複層ガラスに替える工事  
○新たなサッシを設置して、二重サッシとする工事  
○屋根、壁、床等に断熱材を設置する工事  
補助率2分の1(上限15万円) 50件 750万円

※国・県等の補助事業との併用可(ただし補助額の2分の1)



### 4 その他の取り組み 678万円

#### ①健康e eねポイント事業(継続)

- ゼロカーボンに資するeco(エコ)でethical(エシカル)な取り組みに対して、みのちゃんポイントを付与します。  
1千円×500人 50万円

#### ②啓発・もったいないキャンペーン+の実施(継続)

- 住民の地球温暖化問題やゼロカーボンの取り組みへの意識等の向上を図り、一人ひとりがゼロカーボンに取り組んでもらえるよう、継続的な街頭啓発活動を実施します。 408万円

#### ③住宅用PPA導入推進協力金(町単分)

- PPAにより住宅へ太陽光発電設備を導入1件1万円 20件 20万円

#### ④ペレットストーブの導入補助 10件(上限20万円) 200万円

## ○庁舎周辺のゼロカーボン推進について

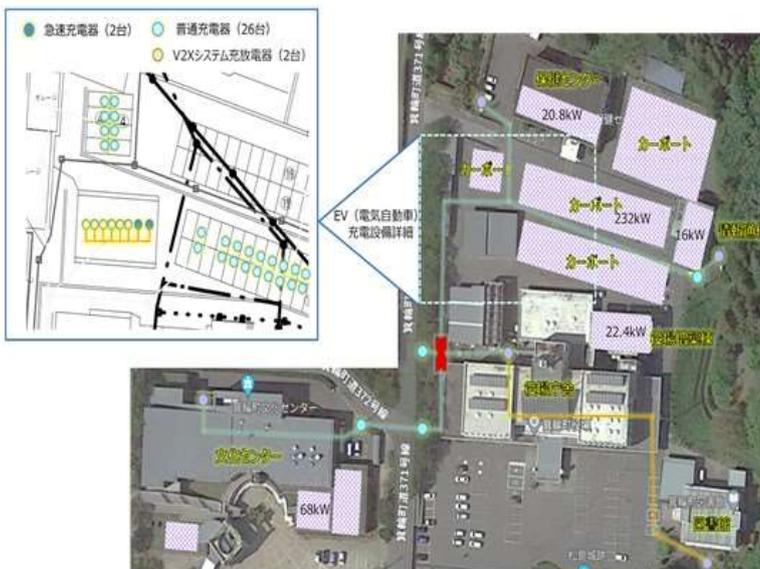
・令和5年度からの繰越事業であり、具体的には役場の北側の職員駐車場、また保健センターを利用される方がお使いの駐車場にソーラーカーポートを整備したり、役場、保健センター、情報通信センター、文化センターに太陽光発電設備、パネルを設置するとともに自営線で各施設間を結び、最終的には各施設間で電力融通を行っていききたいというもの。また公用車のEVの充電器を設置するとともに、V2Xシステムを導入し、役場との電力の充電、放電を可能にし、電力の有効活用を図ることと、非常時の電力活用もおこなう。

・現在設計施工業者との契約を終え、カーポートの配置、製品等について協議を行っている。工期はゴールデンウィーク明けから始まり令和7年末までを予定している。北側駐車場が利用できない期間が長くなることで町民の皆様にもご迷惑をかけてしまうが、ご理解ご協力をお願いしたい。

資料

## 庁舎周辺ゼロカーボン推進事業（令和5年度繰越事業）

凡例： 太陽光パネル 自営線新設機器 自営線既存機器 電柱 高圧ケーブル 低圧ケーブル



I 太陽光の設置でカーシェアを創電します。創った電気を蓄電池に蓄電することで、創電分を夜間等に使用することが可能となり、買電量を減らすことで、CO2排出量の削減に寄与します。  
II ガソリン車からEVへの更新を進めるとともに、V2X装置を設置し、EV公用車の蓄電機能を活用することで、公共施設への電力供給を可能にし、電気の地産地消とレジリエンス強化を目指します。

N O	箇所	内容	備考
1	役場庁舎北側駐車場	ソーラーカーポート等整備工事	全面舗装改修、雨水排水設備改修等含む
2	役場庁舎増築棟	太陽光設備設置・蓄電池設備設置	太陽光パネルはPPA方式で導入
3	役場庁舎北側駐車場	公用車用充電器設備・V2Xシステム設置工事	急速充電器2台、普通充電器26台、V2X機器2台
4	情報通信センター	太陽光設備設置・空調設備更新工事	太陽光パネルはPPA方式で導入
5	保健センター	太陽光設備設置	太陽光パネルはPPA方式で導入
6	文化センター	太陽光設備設置	太陽光パネルはPPA方式で導入
	参考	令和5年度実施分	照明LED化（庁舎、保健センター、情報通信センター） EV公用車購入（普通1,軽5）
※太陽光発電容量369.2kw、太陽光面積2,348㎡を予定			繰越予算総額 1,109,726千円



## ○質疑応答

（記者）ゼロカーボン推進事業が完了したら、庁舎内の電力はほぼ自給となるか。

（担当者）電力自体は全体でまだそこまでは賄うことができないので、ほかの公共施設に設置する太陽光などを買い戻したり、再エネの電気を購入したりということも検討していく必要がある。設置可能なところになるべく多くつけたいということで設計段階であり協議を行っている。

## 4. 箕輪町こども・若者審議会委員の募集について

(子ども未来課 子育て支援係)

### ○募集内容について

・箕輪町では、こども並びに子育てに関する支援および若者に関わる政策に関する重要事項について調査・審議を行うために町長および教育委員会の附属機関として、箕輪町こども・若者審議会を設置。条例については3月議会で可決いただき4月1日から施行する条例に基づいての委員ということとなる。\*募集詳細については資料参照

資料

## 箕輪町こども・若者審議会委員の募集について

箕輪町では、こども並びに子育てに関する支援及び若者に関わる施策に関する重要事項について調査・審議を行うため、町長及び教育委員会の附属機関として箕輪町こども・若者審議会を設置します。また、子ども・子育て支援法の規定に基づく箕輪町の保育・教育(小学校就学前)や地域の子育て支援施策についてもこの審議会において調査・審議を行います。

この審議会の委員は、こども(学校に在学)、子どもの保護者、保育関係者、教育関係者、医師・歯科医師・保健師等保健医療の知識を有する者、識見を有する者、公募による者等により構成されています。

この度、箕輪町こども計画(仮称)及び第3期子ども・子育て支援事業計画(令和7年4月~)を策定するための委員を次のとおり、公募します。

## 1. 募集人数

若干名

## 2. 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1)町内に居住または通学・通勤する方
- (2)箕輪町のこども・子育て施策について関心がある方
- (3)平日の昼間又は夜間に開催される審議会に出席できる方

## 3. 任期

令和6年5月～令和8年4月(予定)

## 4. 応募方法

以下のいずれかにより応募してください。

### (1)応募申込書

応募申込書に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

応募申込書は役場 子ども未来課（6番窓口）または、町HPからダウンロードできます。

郵送による場合は、令和6年4月10日（水）の消印までを有効とします。

提出いただいた書類は返却しませんので、御承知ください。

### (2)申し込みフォームから、応募してください。

準備ができ次第、町HPにて公開します。

## 5. 募集期間

令和6年3月27日（水）から令和6年4月10日（水）まで

## 6. 選考方法

- (1)書類選考により決定します。
- (2)選考は、子ども未来課に設置する選考委員会で行います。
- (3)選考の結果は、応募者全員にご連絡します。

## 7. 応募・問い合わせ先

〒399-4695（住所記載不要） 箕輪町役場 子ども未来課 子育て支援係

電話：79-3164 FAX：79-0230

電子メール：kodomo@town.minowa.lg.jp

## 8. その他

- (1)出席された委員には、町の規定に基づいて報酬を支給します。
- (2)応募書類等の個人情報、選考の目的のみに使用します。

## ○町長より

・今回のこども計画は守備範囲が非常に広く、妊娠出産から 20 代 30 代の若者までということであるので相当幅広い議論が必要だということもあり、こういった審議会を設定し、かつ町民の皆様から公募という形でぜひ参加をしていただきたい。

・今回こどもという部分について、高校生、中学生がこの中に入るかどうかこれから議論だと思っているが、一方でこどもについては、こども会議というようなものを設けて、こどもの意見を集約していく必要があると思っているので、別途こどもだけのものが必要だと思っている。審議会にも 2~3 名入れていきたいと思っている。

・若者に関わる部分は、高校卒業後辺りから課題は大きいですが、町村でやっていく事業とするとなかなか難しい。国県事業にはあると思うが、町村独自のそういった若者の把握や、困難を抱えている若者については、あまり大きな事業を組んできたこともないので、そこをどうするかこの審議会だけで可能なのか、もう少し専門家を入れないと議論に到達できないのか検討が必要だが、審議会としてはこの形で 4 月以降実施したいということで、取り急ぎ公募させていただく。

## **5. 令和 5 年度箕輪町住民満足度調査・**

### **17 歳町民意識・生活実態調査について**

#### **(企画振興課 まちづくり政策係・若者・女性活躍推進係)**

#### ○住民満足度調査結果

・箕輪町住民満足度調査について、町民の町での生活に対する満足度や箕輪町第 5 次振興計画に基づき実施している取り組みに対する評価や意見を把握することを目的としている。調査対象は、20 歳以上の町民 1000 人に調査票を送付。回答率 50.8%、508 人から回答をいただいた。

\* 結果は資料参照

#### ○17 歳町民意識・生活実態調査結果

・町内の若い皆さんの意識や生活実態を調査し、若い皆さんが暮らしやすいまちづくりをしていくための基礎データをとることを目的として実施しているもの。調査対象は、町内在住の平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日の間に生まれた町民 229 人。回答率 39.7%。

今年度はジェンダーに関する質問を追加。意図としては、17 歳が生活の中で不平等を感じているのかどうか、また具体的な事例を把握することで今後の男女共同参画施策に反映させるため。

\* 結果は資料参照

・住民満足度調査、17 歳町民意識・生活実態調査の詳しい結果についてはホームページに公開中。

## 令和5年度 箕輪町住民満足度調査報告書について

### R4年調査からの変更点

- ①活用の低い項目の削除 → 「家族構成」、「居住年数」、「お住いの形態」
- ②取組 26 項目の取組み内容の修正
- ③抽選企画の廃止および勤奨ハガキの復活→通知後2週間後に勤奨ハガキを送付
- ④20代～40代は例年電子回答率が高いため、今回調査からは原則電子回答での調査を依頼

### 調査結果要旨

- ① 回答率は前年比べて大きく増加 37.4%→50.8% (13.4%増加)  
ネット回答者数も上昇。R3:124人、22.8% R4:152人、40.6% R5:256人、50.4%
- ② 愛着度、満足度ともに前年より減少(過去4年間の平均値と同水準)  
R5:81.5%(R元～R4の4年平均:82.0%)、R5:79.2%(R元～R4の4年平均:79.4%)
- ③ 子どもに箕輪町に住んで欲しい、箕輪町に帰ってきて欲しいはともに大きく減少  
R4:55.2%→R5:47.6%(7.6%減少)、R4:52.5%→R5:39.6%(12.9%減少)

### 各設問について

問1 町への愛着度(愛着を感じている) **81.5%**(前年84.7%から3.2%減少)

【参考値】3年度:83.6% 2年度:80.1% 元年度:79.5% 30年度:73.0%

問2～4 生活の満足度(満足している) **79.2%**(前年83.1%から3.9%減少)

【参考値】3年度:79.5% 2年度:78.2% 元年度:76.7% 30年度:71.9%

満足の理由	①自然環境に恵まれている	②日常生活が便利	③安全・安心な環境
不満の理由	①飲食店や娯楽施設が少ない	②医療環境が整っていない	同率②日常生活に不便を感じる

問5 これからも町に住み続けたい **75.0%**(前年75.9%から0.9%減少)

問6 子どもに箕輪町に住んで欲しい **47.6%**(前年55.2%から7.6%減少)

問7 箕輪町に帰ってきて欲しい **39.6%**(前年52.5%から12.9%減少)

問8 町の情報は、何から入手しているか **1位:町の広報紙:77.0%**(前年78.6%)

**4位:みのわメイト:26.0%**(前年26.2%)

問9 町は政策の説明をしている **53.7%**(前年58.8%から5.1%減少)

問10 町に意見を伝える機会 **1位:区や常会を通じて:40.6%**

問11 町は、町民の意見を聞き入れている **48.3%**(前年54.2%から5.9%減少)

問12 取組みの満足度・重要度(26項目の取組みについて)の上位3項目

#### 取組みの満足度

R5年度:①地域ぐるみの健康づくり ②理解され信頼される行政運営2 ③育児・子育て支援

R4年度:①地域ぐるみの健康づくり ②理解され信頼される行政運営2 ③安全・安心の推進

#### 取組みの重要度

R5年度:①医療体制づくり ②道路、橋梁の整備 ③上下水道の整備

R4年度:①育児・子育て支援 ②道路、橋梁の整備 ③医療体制づくり

「行政運営2」とは  
窓口サービスや職員の  
挨拶、接遇等の項目

## 令和5年度 箕輪町17歳町民意識・生活実態調査報告書について

## R4年調査からの変更点

## ①ジェンダーに関する質問の追加

→17歳が日常生活の中でジェンダーの不平等を感じているのかどうか、また具体的な事例を把握することで、今後の男女共同参画施策に反映することを目的とした。

②抽選企画の廃止および勸奨ハガキの復活→通知2週間後および1月に勸奨ハガキを送付

## 調査結果要旨

- 回答率は前年に比べ減少 46.6%→39.7% (昨年度同様インターネット回答のみ)
- 町への愛着度、貢献したいと考える割合は昨年度より減少。  
(愛着度 10.6ポイント減、貢献度 13.9ポイント減)
- 生活の満足度は昨年と同じ傾向。「不満だ」と回答した率は昨年度より減少
- 新設問 16 生活の中でジェンダーによる不平等を感じるか「ない」と回答した率 59.3%

## 各設問について

問1 町への愛着度(愛着を感じている) **68.1%(前年比 10.6ポイント減少)**

問2 町への貢献度(役に立ちたいか) **48.4%(前年比 13.9ポイント減少)**

問3 生活の満足度(満足している) **70.3%(前年比 0.2ポイント減少)**

- ・満足の理由 ①自然環境 ②犯罪や災害が少ない ③農産物が新鮮で食生活が豊か
- ・不満の理由 ①飲食店や娯楽施設が少ない ②通勤・通学が不便
- ③スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境が整っていない

問6 これからも町に住み続けたい **56.1%(前年比 5.4ポイント減少)**

- ・町外で暮らしたい理由 →「高校卒業後の進学先が不足しているため」が上位
- ・箕輪町に帰ってきたい時期 →①就職時→**32.4%(前年比 1.5ポイント減少)**
- ②出産・子育て時→**29.7%(前年比 1.1ポイント増加)**

問7 高校卒業後の希望進路 ①大学(県外) →**37.4%** ②専修学校・各種学校(県内)→**20.9%**

③専修学校・各種学校(県外) →**17.6%**

問10 地域情報の取得方法 ①知人・友人 (**前年比 18.4ポイント増加**) ②新聞 ③町の広報紙

問11 「みのわメイト」→「知らなかった」**54.9%(前年比 4.1ポイント減少)**

問12 町の運営するInstagram「@minowa\_fan」 →「知らなかった」**94.5%**

(**前年比 10.1ポイント増加**)

問13 よく利用する情報サービスは 「インスタグラム」**64.8%** 「X(旧ツイッター)」 「YouTube」

問14 得たい情報 「お店や遊ぶ場所の情報」 → **52.7%** 「災害等地域の緊急情報」 → **27.5%**

問16 生活の中でジェンダーによる不平等を感じることもあるか。「ない」 →**59.3%** 「ある」→**8.8%**

男性の76.3%が「ない」と回答する一方、女性は47.2%と29.1ポイントの差がある

問18 投票したいと思うか。「投票したい」 →**67.0%(前年比 2.7ポイント減少)**

問19 政治に関する報道への興味がある。→**53.9%(前年比 5.9ポイント減少)**

結果の詳細については、町ホームページからご覧いただけます。

<https://www.town.minowa.lg.jp/list/kaikakuhyouka.html>

## ○町長より

・この調査は、振興計画を進めていく中で、町民の皆さまのご意見等を把握するという意味合いも含めて、毎年度調査を行っており、今年度は愛着、満足度について数字が下がっている部分もあり、気を付けていかなければならないと思っている。同時にショックだったことは、子どもに箕輪町に住んでほしい、帰ってほしいという数字が5割を切っている状況。保護者の皆さんに一定の町に対する愛着度や満足度があっても、子どもは子どもの自由にすればよいと考えているということだと思うが、箕輪に帰っておいでと一言いってもらいたいなと思っている。

・17歳については、中3で行うふるさと箕輪学がどう子どもたちに影響を及ぼすのか、高3の時に見たいということで始めたという部分もあり、今回対象となった17歳が中3だった令和2年度は、コロナでふるさと箕輪学が全くできないときであった。そのようなことが影響しているとは思わないが、小中学校時代に、いかに地域に関する学習をするかどうかにかかっていると思っている。高校生になると自分の生活範囲が広がってしまったときに自分の地域だけでない世界が広がるのでやむを得ない部分があるが、この辺の数字は睨みながら考えていきたい。併せて中学3年生の皆さんがどんな考え方をもって高校に進んでいくか聞いていきたい。

・今回の数字は決して良くないので、これらを受け止めて次の政策に反映させていきたい。

## 6. まちなかタクシーの回数制限について

### (企画振興課 まちづくり政策係)

#### ○回数制限設置について

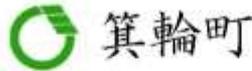
・来月(4月)から、まちなかタクシーのひと月の利用上限回数を20回とする。

まちなかタクシーが始まってからの5か月間のデータを分析した結果、全体の99%が月に1回~16回利用しており、上限回数20回に設定しても、99.6%の方が収まることわかる。

現在(3月21日時点)で登録者は965人となっている。5か月で登録者も利用者も増え、町民の方からも申し込みがしにくい場合があるなどの声をいただいております、平等にご利用いただけるように上限回数を設定した。

・利用者の20回の乗車回数の管理についてはシステムで行っており、タクシーに乗車した際、乗車回数が18回に以上になった場合、タブレットに18回以上であることが表示され、乗務員から、利用者に伝えられる仕組みとなる。

・まちなかタクシーの所管部署について、3月末までは企画振興課であるが、4月からは、くらしの安全安心課となる。

【要依頼】 HP Facebook 文字放送 【各課発信】 みのわメイト 【魅力発信】 Twitter

箕輪町役場 企画振興課 プレスリリース

令和6年3月22日

報道機関各位

## まちなかタクシーのひと月の利用可能回数の設定について

令和5年10月から導入した町内定額タクシー「まちなかタクシー」について、下記のとおり令和6年4月からひと月の利用可能回数を設定します。

- 1 利用状況 1日の利用回数が制度導入時の10月は1日当たり平均27回だったのに対し、制度の浸透・周知が進み、直近の令和6年2月では1日当たり平均43.6回利用されています。 ※登録者数 3/21時点 965人
- 2 変更内容 前述の利用状況に加え、利用申込がしにくい場合があるなどの声をいただき、登録者が平等にご利用いただけるよう次のとおり、ひと月の回数制限を設けます。
  - (1) ご利用はひと月に20回までとします。
  - (2) 乗車回数が18回以上になった際、タクシー乗務員から回数をお知らせする予定です。
- 3 変更時期 令和6年4月から

### まちなかタクシーについてのお問合せ先

3月まで	企画振興課	まちづくり政策係	☎0265-79-3152
4月から	くらしの安全安心課	生活環境・交通係	☎0265-79-3154

添付資料 有  無 

箕輪町子育て少子化対策  
キャッチコピー

みんなで育てる みのわっ子  
～バクになるなら箕輪町  
ママになるのも箕輪町～

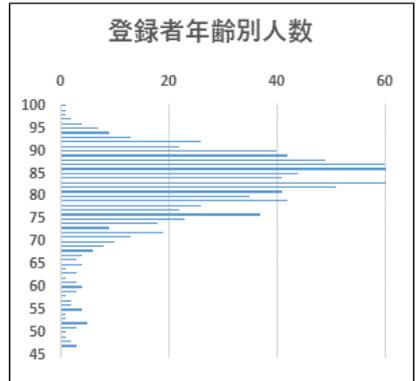
企画振興課 まちづくり政策係  
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 小松 祐貴  
電話 0265-79-3152 (内線) 1151  
FAX 0265-79-0230  
E-mail kizai@town.minowa.lg.jp

# まちなかタクシー 10～2月(5か月) 利用実績について...①

2024/3/22記者懇談会資料 企画振興課 作成

2月末時点	10月～2月	■1度でも利用した者割合
登録者	1度でも利用した者	10月末 22%
940人	373人	11月末 31%
		12月末 35.5%
		1月末 37.7%
		2月末 39.7%
		3月末

行政区	登録者(人)	登録者割合	1回でも利用(人)	利用者割合
沢	127	14%	53	14%
大出	56	6%	22	6%
八乙女	17	2%	6	2%
下吉田	12	1%	5	1%
上吉田	60	7%	15	4%
中原	5	1%	2	1%
松島	237	26%	109	29%
木下	181	20%	72	19%
富田	13	1%	4	1%
中曾根	8	1%	0	0%
三日町	39	4%	16	4%
福与	37	4%	18	5%
長岡	61	7%	25	7%
南小河内	28	3%	12	3%
北小河内	37	4%	13	3%
合計	918		372	



■登録者・利用者ともに、80代が多い  
※両グラフともに45歳以上の者を掲載。実際は障がい者等で45歳未満もいます。

## 10～2月(稼働99日)

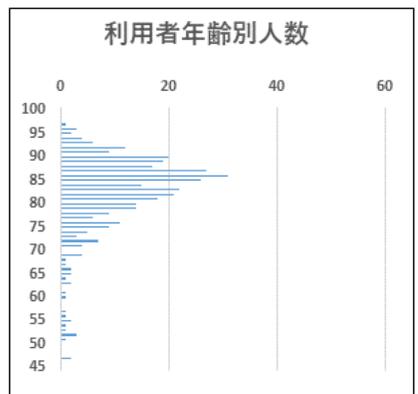
性別	登録者(人)	利用者(人)	利用者割合
男	274	88	24%
女	644	284	76%
合計	918	372	

累計利用回数	1日あたり平均利用回数
3,613回	36.5回

■1日あたり平均利用回数			
10月 27.0回	1月 36.8回	11月 35.7回	2月 43.6回
12月 40.3回	3月		

## 登録区分別人数

登録区分	利用料金(円)	登録者(人)	利用者(人)	利用者割合
① 65歳以上の方	500	163	26	7%
② 妊婦等の移動困難者	500	7	1	0%
③ 免許返納者	250	198	95	25%
④ 障害者手帳所持者	250	1112	35	9%
⑤ 特定医療費(指定難病)受給者証所持者	250	3	0	0%
⑥ 免許保有したことがない75歳以上の者	250	155	84	23%
⑦ 生活保護者で、自家用車が無い世帯の者	250	23	15	4%
⑧ 75歳以上のみで構成される世帯の者で、自家用車が無い世帯の者	250	257	116	31%
⑨ 介助者	500	22	1	0%
合計		940	373	



# まちなかタクシー 10～2月(5か月) 利用実績について...②

2024/3/22記者懇談会資料 企画振興課 作成

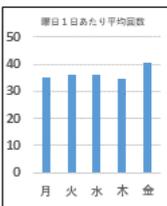
10月(稼働21日)		11月(稼働20日)		12月(稼働20日)		1月(稼働19日)		2月(稼働19日)	
日付	運行回数	日付	運行回数	日付	運行回数	日付	運行回数	日付	運行回数
日 10/1		水 11/1	16	金 12/1	35	月 1/1		木 2/1	43
月 10/2	10	木 11/2	39	土 12/2		火 1/2		金 2/2	65
火 10/3	18	金 11/3		日 12/3		水 1/3		土 2/3	
水 10/4	22	土 11/4		月 12/4	41	木 1/4	24	日 2/4	
木 10/5	20	日 11/5		火 12/5	34	金 1/5	37	月 2/5	30
金 10/6	29	月 11/6	35	水 12/6	40	土 1/6		火 2/6	33
土 10/7		火 11/7	38	木 12/7	42	日 1/7		水 2/7	50
日 10/8		水 11/8	31	金 12/8	47	月 1/8		木 2/8	47
月 10/9		木 11/9	34	土 12/9		火 1/9	36	金 2/9	54
火 10/10	16	金 11/10	42	日 12/10		水 1/10	33	土 2/10	
水 10/11	29	土 11/11		月 12/11	43	木 1/11	30	日 2/11	
木 10/12	24	日 11/12		火 12/12	33	金 1/12	33	月 2/12	
金 10/13	40	月 11/13	27	水 12/13	50	土 1/13		火 2/13	42
土 10/14		火 11/14	41	木 12/14	39	日 1/14		水 2/14	39
日 10/15		水 11/15	28	金 12/15	35	月 1/15	39	木 2/15	43
月 10/16	29	木 11/16	39	土 12/16		火 1/16	48	金 2/16	64
火 10/17	29	金 11/17	39	日 12/17		水 1/17	42	土 2/17	
水 10/18	28	土 11/18		月 12/18	56	木 1/18	26	日 2/18	
木 10/19	38	日 11/19		火 12/19	42	金 1/19	38	月 2/19	35
金 10/20	23	月 11/20	35	水 12/20	47	土 1/20		火 2/20	56
土 10/21		火 11/21	43	木 12/21	30	日 1/21		水 2/21	45
日 10/22		水 11/22	32	金 12/22	41	月 1/22	38	木 2/22	22
月 10/23	27	木 11/23		土 12/23		火 1/23	51	金 2/23	
火 10/24	22	金 11/24	38	日 12/24		水 1/24	37	土 2/24	
水 10/25	26	土 11/25		月 12/25	33	木 1/25	42	日 2/25	
木 10/26	33	日 11/26		火 12/26	40	金 1/26	35	月 2/26	45
金 10/27	38	月 11/27	45	水 12/27	44	土 1/27		火 2/27	31
土 10/28		火 11/28	32	木 12/28	33	日 1/28		水 2/28	44
日 10/29		水 11/29	40	金 12/29		月 1/29	34	木 2/29	41
月 10/30	32	木 11/30	40	土 12/30		火 1/30	43		
火 10/31	33			日 12/31		水 1/31	33		
合計	566	合計	714	合計	805	合計	699	合計	829
平均	27.0	平均	35.7	平均	40.3	平均	36.8	平均	43.6

平均運賃	平均町負担額
1,642円	1,373円

平均本人利用料
269円

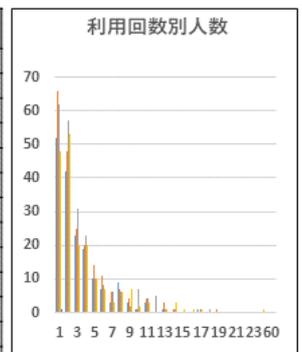
■250円 3,340回(92.4%)  
■500円 273回(7.6%)

曜日	回数	曜日1日あたり平均
月	634	35
火	761	36
水	756	36
木	729	35
金	733	41
合計	3,613	36.5回



■金曜日が若干多い

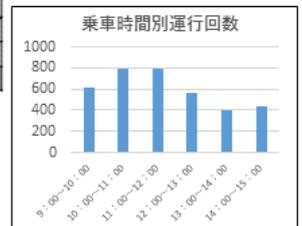
利用回数別利用者数	10月	11月	12月	1月	2月
1	52	66	62	48	61
2	42	48	57	53	60
3	23	25	31	20	26
4	19	20	23	20	21
5	10	14	10	10	13
6	7	11	8	7	9
7	3	6	6	3	8
8	9	7	6	6	2
9	3	4	2	7	2
10	1	1	7	2	3
11	3	4	4	3	3
12	0	0	5	0	3
13	1	3	1	1	2
14	0	1	1	3	2
15	0	0	0	1	0
16	0	0	0	1	0
17	1	0	1	1	0
18	0	0	1	0	1
19	0	1	0	0	0
20					
21					
22					
23					
34					
60					
合計	174	211	225	187	219



■1～16回の利用者は1,006人で、全体(1,016人)の99.0%  
■1～20回の利用者は1,012人で、全体(1,016人)の99.6%  
■16回以上の利用した者は10人  
■20回以上の利用した者は4人

◇10回以上利用者◇  
10月：6人 11月：10人  
12月：20人 1月：13人  
2月：17人

乗車時間帯	運行回数
9:00～10:00	621
10:00～11:00	798
11:00～12:00	786
12:00～13:00	568
13:00～14:00	403
14:00～15:00	437
合計	3,613



■10:00～12:00が利用ピーク  
■13:00以降は回数が減るものの一定の利用あり

## ○町長より

・ 昨年の 10 月から実証実験的な意味合いも含めてスタートしたが、6 か月を経ていわば本格実施ということになるが、このことだけが大きな課題であり、他については課題等はなかった。このタクシーは利用目的を限定していないこともあり、どんな形でも使える一方で、タクシーの中には福祉的な意味合いもかなり強いのでそれを満足しなければと思っているが、ある意味平等に使っていただくという意味合いを考えると、一定の利用制限はやむを得ないという結論付けをした。利用者の方からは、土曜日の運行や 15 時以降の運行のご希望もいただいているが、地元事業者との関連でなかなか困難である。表の中で 60 回利用したという方については、福祉的な要素が仮にあるとすれば、それは別途考える必要があると思っている。

## ○質疑応答

（記者） 制限回数を 20 回にした理由は。

（担当者） 実績から見た中で、20 回あればほとんどの方が、今の制度の中で買い物や病院に行ける可能性が高いということで、20 回とした。

（記者） タクシーの目的地はどこが多いか。

（担当者） スーパー、病院が多くなっている。

2 年前行ったデマンドタクシーでも、町内のスーパーに定期的に通われていた方が多いと感じた。

（記者） 利用者が増えているなかで、限られた台数で希望者が利用できない状況は多くなっているか。

（担当者） 役場にお問い合わせいただくことはほとんどなくなり、運営していただいている伊那タクシーさんの方でも箕輪営業所のタクシーの数を 5 台から、日によってプラス 1 台、2 台伊那の方からよせていただき対応いただいている。

（記者） 利用者増加に伴って不便を生じていないか。

（担当者） 2 月に 60 回を超えた日の少し前に 40 数回という時があり、その時は予約が取りづらくなっていると利用者さんから役場にお電話いただいたことがあったが、それ以降、例えば電話が繋がりにくくなるお昼の時間等は留守番電話サービスを導入するなどして対応してくださっているので、60 回を超えるくらいのキャパシティはあると思っている。

## ○町長コメント

### ○防災交流施設「みのわ BASE」について

・JAの敷地内で建設している「みのわ BASE」が4月26日10時にオープンする。  
建設はほぼ終了しており、これから家具などの入れ込み、委託業者さんとの関連もあるので1か月ほど期間をおいてのオープンとなる。

### ○セーフコミュニティ推進協議会について

・来週月曜日(3月25日)セーフコミュニティ推進協議会を開催する。以前から申し上げている通り、セーフコミュニティの国際認証は本年度をもって終了ということで、町の方向性をお話しさせていただき、次の段階に入っていきたいと考えている。今までセーフコミュニティに関わってきた経過や成果、そして来年度の条例制定に向けた取り組み等について説明をさせていただく。決してセーフコミュニティの国際認証をやめることが最終段階ではなくて、これからの方が大事なので、そのようなことを会議で話す予定である。

### ○質疑応答

(記者)伊那新校の新校舎利用開始は2030年度からという方針ということで、開校と校舎の利用開始にずれがあるということで、不安視する声があるが、箕輪町の今の受け止めに聞かせていただきたい。

(町長)報道等でしか承知をしていなくて、広域連合として考え方を示して提案させていただいているので、それに対する具体的な回答が県教委からほとんどなくて、今回急にこういった形で出てきているので、少し唐突な感を受けている。それと、生徒の皆さんから考えると、その2年間、いったい私たちは何の所属なのか、伊那新校とは一体何なんだということが不安だと思うし、そもそも伊那北高校へ行くことを目指している皆さんもいるわけで、その連続性が保たれないというのは高校生にとっては不満というか、心配の種になるのではと思う。新校スタートは一緒にすべきだと私は思っている。一方で、今回の建築計画がほとんど全部新築で、しかも現校舎を解体してやるということで、建築に関わる様々な問題があることはわからないではないが、もう少し建築計画のところを進行と同時にできるようなものを練ってほしかったと思う。決して、経費とか他の新校との並びで財源の問題という風には思っていないが県教委は説明不足の感は否めない。

(記者)県教委の対応として直接求めていくか。

(町長)次の広域連合の中で多分その話はあると思っている。

## 箕輪町長 当面の予定

			内 容	場 所	備 考
4月1日	月	9:00	辞令交付式・年度初め式	講堂	
		13:30	農業委員任命式・第1回農業委員会	講堂	
		14:00	地域おこし協力隊委嘱書交付式	応接室	
		16:00	水道用水企業団辞令交付式	水道用水企業団	
		18:15	伊那中央行政組合辞令交付式	伊那中央病院 本館講堂	
4月2日	火				
4月3日	水	10:00	保育園入園式	沢保育園	
		18:30	消防団北部連絡協議会定期総会		
4月4日	木	9:30	小学校入学式	西小学校	
		13:00	中学校入学式	中学校	
		15:30	挨拶来訪	応接室	
4月5日	金	9:00	予算執行方針説明会	講堂	
		13:30	連絡事務嘱託員長会	大会議室	
4月6日	土	13:45	上の平城跡の会総会	南小河内公民館	
4月7日	日				
4月8日	月	7:00	交通安全人波作戦	イオン箕輪店北側交差点	
4月9日	火	14:00	上伊那広域連合正副連合長会	いなっせ	
4月10日	水				
4月11日	木				
4月12日	金	9:00	挨拶来訪	応接室	
		14:30	上伊那森林組合正副組合長会	伊那セミナーハウス	
		15:00	上伊那森林組合理事会		
4月13日	土	10:00	第100回「ふれあいサロンまつしま」	松島コミュニティセンター	
		11:30	下古田長寿クラブ観桜会	下古田公民館	
4月14日	日				
4月15日	月				
4月16日	火				
4月17日	水				
4月18日	木	12:00	JTB講演・パネルディスカッション	東京都	
4月19日	金				
4月20日	土	10:00	信州みのわ花街道まつり	下古田展望台	雨天中止
4月21日	日	10:00	萱野高原祭り	萱野高原	
		13:00	消防団春季訓練	中部小学校	雨天：町民体育館
4月22日	月				

## 箕輪町長 当面の予定

			内 容	場 所	備 考
4月23日	火	10:30	町村会政務調査会合同部会（第1回）	長野県自治会館	
4月24日	水	13:30	みのわ健康アカデミー入学式	地域交流センター	
4月25日	木				
4月26日	金	10:00	みのわBASEオープニングセレモニー	みのわBASE	
		11:00	定例記者懇談会	みのわBASE	
4月27日	土				
4月28日	日				
4月29日	月				
4月30日	火	15:00	上伊那森林組合第30回通常総代会	高遠さくらホテル	

## 令和6年4月行事予定表

2024/3/22

日付	曜日	時間	内容	場所	担当課	問い合わせ先
1日	月	14:00~15:00	地域おこし協力隊委嘱書交付式	町長応接室	企画振興課	79-3152
2日	火					
3日	水	10:00~11:00	保育園入園式	各保育園	こども未来課	79-3164
4日	木					
5日	金					
6日	土	10:00~14:00	みのわテラスイベント	みのわテラス	未来農戦略係	79-3170
7日	日					
8日	月					
9日	火					
10日	水					
11日	木					
12日	金					
13日	土					
14日	日					
15日	月	9:30~11:00	助産師子育て相談	いろはぼけっと	こども未来課	79-0007
16日	火	14:00~	ふれ愛あそび	ほっこりルーム	こども未来課	79-0007
17日	水					
18日	木	11:30~12:00	栄養相談	いろはぼけっと	こども未来課	79-0007
19日	金					
20日	土	10:00~12:00	信州みのわ花街道祭り	上古田公民館	商工観光課	79-3171
21日	日	10:00~12:00	かやの高原開き	萱野高原	商工観光課	79-3171
22日	月					
23日	火	10:00~10:50	運動あそび	いろはぼけっと	こども未来課	79-0007
24日	水	13:30~	みのわ健康アカデミー入学式	交流センター	健康づくり支援係	79-3118
25日	木	13:30~15:00	読育ボランティアネットワーク総会・研修会	交流センター	文化スポーツ課図書館	79-6950
26日	金		わらべうた	いろはぼけっと	こども未来課	79-0007
27日	土					
28日	日					
29日	月					
30日	火					